

連携委員会規程（案）

第1条 「日本農業経済学会会則」第15条に基づき、理事会の下に連携委員会を設ける。

第2条 連携委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 農林水産省等の政策策定機関との農業問題等に関する意見交換、ネットワーク形成
- (2) 各種マスメディア等の報道・情報発信機関との農業問題等に関する意見交換、ネットワーク形成
- (3) 経済学研究団体等との交流、ネットワーク形成
- (4) その他、連携委員会の業務に関する事業の実施

第3条 連携委員会の委員は理事の中から若干名を選出する。なお、特に必要があると認められる場合は理事以外の会員から委員を選出することができる。常務理事会の議を経て会長が承認する。委員長は、会長が務める。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第5条 委員会の事務連絡は会長補佐常務理事がこれを行う。

第6条 連携委員会は小委員会を設置することができる。

第7条 本規程の改正は理事会で決定し、総会に報告する。

附則

この規程は2017年3月28日から施行する。